

令和 7 年度水産業復興加速化総合対策事業
(地域復興促進業務)
公募型プロポーザル募集要領

1 事業の目的

本県水産業は、海面においては令和 3 年 4 月から本格操業への移行期間に入り、内水面においては会津地方の魚介類に対する出荷制限指示がすべて解除されるなど、復興に向け重要な局面にある。

一方で、県内における水産業の復興状況は、地域によって大きく異なり、復興促進に向けては、地域ごとの現状と課題を十分に把握し、有効な取組を関係者一丸となって進めていく必要がある。

そこで、県は、本事業により水産業復興に向けた地域の課題を把握し、この解決に向け、市町村や漁協等と連携した取組を実現することで、水産業復興を促進する。

2 事業概要

(1) 委託事業名

令和 7 年度水産業復興加速化総合対策事業（地域復興促進業務）

(2) 委託費上限額

25,000,000 円（消費税及び地方消費税込み）

(3) 事業内容

本県水産業の各地域における復興の現状と課題を把握するため情報収集を行い、各地域における固有の課題を見だし、その解決に有効な取組等を構築して、各地域の市町村、漁協等と連携の上、これを実施する。

※詳細は別紙仕様書のとおり

(4) 委託契約期間

委託契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日（火）までの期間

3 主なスケジュール

令和 7 年 5 月 27 日（火）	プロポーザル募集要領の公表
令和 7 年 5 月 30 日（金）17 時まで	説明会参加申込書の提出期限
令和 7 年 6 月 3 日（火）15 時から	説明会（オンライン）
令和 7 年 6 月 6 日（金）17 時まで	質問書の提出期限
令和 7 年 6 月 17 日（火）17 時まで	参加表明書の申込期限
令和 7 年 6 月 30 日（月）17 時まで	企画提案書等の提出期限
令和 7 年 7 月中旬（予定）	審査結果の通知
令和 7 年 8 月上旬（予定）	契約締結

4 参加資格に関する事項

(1) 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

（ア）役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者。

（イ）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

（ウ）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

（エ）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

（オ）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

オ 県税を滞納している者でないこと。

カ 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

（2）募集要領等の入手方法

募集要領及び参加表明書等の様式については、福島県農林水産部水産課のホームページからダウンロードして入手してください。

なお、水産課窓口又は郵送等での配布は行いません。

5 説明会

本事業は専門性の高い業務であり、事業理解を促進するため、事業説明会を実施します。

なお、説明会への参加の有無は、参加表明の可否及び審査の合否に影響するものではありません。

(1) 開催日時

令和7年6月3日(火) 15時00分から(30分程度)

※オンライン(ZOOM)により開催します。

※説明会は、個別ではなく、申込者全体に公開して実施します。

(2) 申込方法

説明会参加申込書(様式第1号)に、会社名、連絡先、参加人数、参加者の役職名・氏名、連絡先を記載し、電子メール又はFAXで提出してください。提出先は、「12 問合せ先及び提出先」のとおり。

※電子メール又はFAXで送信後、電話で着信の確認をしてください。

(3) 提出期限

令和7年5月30日(金) 17時まで

6 プロポーザルに係る提出書類等

(1) 質問書の提出

ア 提出書類：質問書(様式第2号)

イ 提出期限：令和7年6月6日(金) 17時まで

ウ 提出方法：郵送、持参、電子メール又はFAX

エ その他：電子メール又はFAXで送信後、電話で着信の確認をしてください。

オ 回答方法：質問に関する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和7年6月12日(木) 17時までに水産課のホームページに掲載します。

(2) 参加表明書の提出

ア 提出書類：参加表明書(様式第3号)

会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット(1部)

イ 提出期限：令和7年6月17日(火) 17時まで

ウ 提出方法：郵送、持参、電子メール又はFAX

エ その他：電子メール又はFAXで送信後、電話で着信の確認をしてください。

オ 結果通知：参加資格の確認後、確認結果を通知いたします。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出書類：企画提案書(12部)

様式は任意とします。

全体で(「提案1」から「提案5」(「7 企画提案書の内容」を参照)、表紙等を含む)A4判で両面10枚以内(20頁以内)としてください。

※A3判の折込も可としますが、片面で2頁とカウントします。

※提出書類作成に係る経費は全て提案者負担とし、謝礼金等の支払いは行いません。また、提出書類は返還しません。

イ 提出期限：令和7年6月30日(月) 17時まで

ウ 提出方法：郵送又は持参

※電子メール及びFAXによる提出は受け付けません。

(4) (1)～(3)の提出先

提出先は「12 問合せ先及び提出先」のとおり

7 企画提案書の内容

以下の「提案1」から「提案5」までを記載した企画提案書を提出してください。

(1) 提案1：「本県水産業の復興に関する取組の考え方」について

以下のアからウを踏まえて記載してください。

ア 東日本大震災からの復興途上にある本県水産業について海面、内水面の現状を示してください。

イ その現状を踏まえ、県内の水産業に関わりが深い地域（以下、「水産業地域」）において、復興に取り組む現場の課題として想定されるものを例示してください。

ウ その課題を解決するにはどのような取組が有効かを示してください。

(2) 提案2：事業の取組内容

以下のアからエに対する提案をしてください。オについての提案は任意です。

ア 2の(3)事業内容について、別紙仕様書に基づいた提案をしてください。

イ 提案内容については、市町村、漁協等の既存の取組や自社の取組実績等を参考とし、実現性の高いものとしてください。

ウ 本県水産業（海面・内水面）への関心を高め、本県水産業復興に繋がる取組となるような提案としてください。

エ ウで提案した各取組の効果検証に係る評価項目及び目標値を併せて提案してください。

オ その他、目的を達成するための独自提案について【任意記載事項】

(3) 提案3：事業効果の設定と検証方法

以下のアとイを踏まえて記載してください。

ア 本事業全体の効果を検証するための評価項目をあげてください。

イ アの評価項目等を用いた検証方法を記載してください。

(4) 提案4：業務の実施体制

以下のアからウを踏まえて記載してください。

ア 当業務の目的を達成するための業務実施体制について、提案企業内部のほか、連携が想定される企業・団体とその具体的な担当内容や役割が分かるように提案してください。

イ 事業を効率的かつ効果的に実施するため、各水産業地域の自治体や漁協などとの連携を想定した体制としてください。

ウ 本業務の遂行に当たっては、十分な経験を有する者を総括責任者として配置し、統括責任者の所属、氏名、経歴、過去の実績等を明記してください。

(5) 提案5：積算見積書

2の(3)事業内容の別紙仕様書における業務の内容ごとに、それぞれの費目ごとの内訳がわかるように記載してください(人件費、交通費、通信運搬費、印刷費、製作費等)。

8 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

参加者から提出された企画提案書について、別途設置する「プロポーザル審査委員会(以下「委員会」)」が書面審査し、これを総合的に評価して業務委託予定者を選定します。

(2) 審査基準及び配点

次の審査項目及び評価基準により審査を行います。特に、「事業の取組内容」に重点を置き審査を行います。

審査項目	配点	評価の視点
提案1 「本県水産業の復興に関する取組の考え方」について	20点	現状及び業務内容の理解度・的確性等
提案2 事業の取組内容	40点	企画内容の的確性
提案3 事業効果の設定と検証方法	10点	分かりやすい事業効果の設定、検証方法
提案4 業務の実施体制	20点	連携、実施体制、業務遂行能力
提案5 予算額の妥当性	10点	実施内容に対する予算額の妥当性、適正かつ効率的な予算計画等

(3) 業務委託予定者の選定

ア 各審査委員が評価得点の合計を算出します。

イ 各審査委員の評価得点の合計の平均が60点以上であることを業務委託予定者の条件とします。

ウ 評価得点の合計により、審査委員ごとに事業者の順位を決定します。

エ 審査委員ごとの事業者の順位の平均が最も上位の者を業務委託予定者(単独随意契約の予定者)とします。

(4) 審査結果の通知及び公表

ア 審査結果

審査の結果は、企画提案書を提出した参加者全員に対して書面で通知します。
また、審査結果を水産課のホームページに掲載し、業務委託予定者を公表します。

イ 審査結果の開示請求

選定されなかった者は、選定されなかった理由の開示を審査結果通知日の翌日から起算して2週間以内に任意様式の開示請求書をもって求めることができます。

また、その開示は書面にて行い、請求書が到達した日から起算して10日以内に通知します。

なお、開示内容は「請求者の企画提案に対する各審査項目の評価得点の平均及び評価得点の各審査委員の平均並びに各審査委員が付した順位の平均」とします。

9 不適格事項について

この要領に定める手続以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本事業のプロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とします。また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とします。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- (3) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) 見積金額が2の(2)委託費上限額を超過しているもの

10 契約に関する事項

(1) 仕様書の協議

業務委託予定者と県との協議を踏まえ、業務委託予定者は実施計画書を作成して提出します。

提出された実施計画書に基づき委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。

(2) 契約金額の決定

確定した仕様書に基づき改めて委託費の見積書を提出していただき決定します。

なお、見積金額は2の(2)委託費上限額を超過しないものとします。

(3) 評価内容の担保

実施計画書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約の相手方に対し、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とする場合があります。

(4) その他

この手続きに参加した者が、参加資格のいずれかを満たさないこととなった場合、又は委託書の見積もりの結果、契約締結に至らなかった場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と契約協議します。

11 その他

企画提案のあった回数、規模を下回ることはできませんので、実現可能な提案をお願いします。

仮に、実施計画書の内容を実施できない場合には、県と協議の上、それと同程度の内容、活動に変更することが可能ですが、内容によっては、委託料の減額となる場合があります。

12 問合せ先及び提出先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町 2 番 16 号（福島県庁 西庁舎 8 階）

福島県 農林水産部 水産課（担当：鈴木翔太郎・上野山大輔）

電話 024-521-7378 FAX 024-521-7940

E-mail suisan@pref.fukushima.lg.jp